

平成十六年六月二十九日受領
答弁第二〇〇号

内閣衆質一五九第二〇〇号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員金田誠一君提出日本原燃株式会社による六ヶ所「再処理施設化学試験報告書（その1）」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出日本原燃株式会社による六ヶ所「再処理施設化学試験報告書（その1）」に関する質問に対する答弁書

1について

日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から聴取したところ、御指摘の「再処理施設化学試験報告書（その1）」の四十一頁に記載されている表の第一番目の事象（以下「第一事象」という。）及び第二番目の事象（以下「第二事象」という。）について、事象の発生が確認された日並びに事象が発生した設備及び当該設備が設置されている建屋の名称は、別表のとおりであるとのことである。

2について

日本原燃から聴取したところ、お尋ねの再試験は、本年四月五日から同月三十日にかけて実施したとのことである。

3について

日本原燃から聴取したところ、第二事象に係るお尋ねの点については、次のとおりであるとのことである。

第二事象においては、施錠弁の開閉を管理するための複数の電子計算機のソフトウェアの間で、施錠弁を流れる溶液中の放射性物質の濃度を扱うための単位が異なっていたことなどから、これらの電子計算機の間での放射性物質の濃度に関するデータの受渡しに支障が生じ、このため、中央制御室の制御盤において、当該溶液中の放射性物質の濃度が表示されず、また、施錠弁を開閉する操作を行うための画面が正常に表示されないという不具合が発生したところである。かかる不具合を解消するためのソフトウェアの改修は、本年八月末までに終了する予定である。

4 について

第一事象については、不具合の原因が究明され、改善のための工事が実施された上で、関係する設備が正常に機能することを確認するための試験が行われており、問題は解決したものと認識している。

第二事象については、不具合の原因となったソフトウェアの改修が終了した後、お尋ねのウラン試験を行う過程で、再度、施錠弁の開閉に係る試験を実施する予定であると承知しているが、日本原燃の再処理施設の設備の形状、ウラン試験で使用する劣化ウランに含まれるウラン二三五の割合等を前提とすれば、たとえウラン試験において施錠弁の開閉に係る設備の一部が正常に機能しないという事態が生じたとして

も、当該劣化ウランが臨界に達することはあり得ないと考えている。

別表

	第一事象	第二事象	
事象の発生が確認された日	平成十五年七月二十五日	平成十五年九月二十八日から十一月十八日(注)	
事象が発生した設備の名称	蒸発缶	施錠弁 制御盤 工程管理用計算機 分析管理用計算機	
当該設備が設置されている建屋の名称	精製建屋	前処理建屋 分離建屋 分析建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 制御建屋	

(注) 複数の施錠弁に係る不具合が、この期間中に順次確認されている。